

◎国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案新旧対照表

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）</p> <p>第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊）、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律第三条第一項第二号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。</p> <p>次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。）</p> <p>二〇五 〔略〕</p> <p>二〇四 〔略〕</p>	<p>（合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供）</p> <p>第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>一 自衛隊との共同訓練を行う合衆国軍隊（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第四号に規定する合衆国軍隊を除く。第三号から第五号までにおいて同じ。）</p> <p>二〇五 〔略〕</p> <p>二〇四 〔略〕</p>

(オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオーストラリア軍隊(オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊(国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律第三条第一項第二号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。第三号から第六号までにおいて同じ。)

二 〇六 [略]

二 〇四 [略]

(オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオーストラリア軍隊(オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊

二 〇六 [略]

二 〇四 [略]

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。ただし、ロにあつては、国際平和共同対処態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第 号）第二十一条の規定により譲渡することを除く。</p> <p>イ～ハ 〔略〕</p> <p>五～七 〔略〕</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。</p> <p>イ～ハ 〔略〕</p> <p>五～七 〔略〕</p>